

2024年2月吉日

京都工芸繊維大学  
学長殿

公益財団法人昭和教育的振興財団  
代表理事 佐藤 潤

2024年度 奨学生推薦ご依頼の件

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊財団は向学心に富む大学院生、大学生及び高校生を対象とした奨学金の給付及び、大学又は学術研究機関を対象とした学術研究資金の給付を目的事業とし、1989年8月17日設立されました。そして2011年3月23日付けにて大阪府知事より公益財団法人として認定された公益財団法人（財団概要・添付）でございます。

このたび、2024年度の奨学生を下記により募集しますので、ご応募頂きたく以下ご確認いただけますよう宜しくお願いします。

敬具

記

1. 奨学生の資格

- (1) 学部生 新1回生に限る。（学部不問・大学院生は対象となりません）
- (2) 学業、人物、ともに優秀な者
- (3) 学費の援助が必要と認められる者  
（『日本学生支援機構 在学採用 第一種奨学金 家庭の収入基準』に準じる）
- (4) 大阪府下に在住若しくは大阪府下の学校に在学する学生  
又は大阪府下に住所を有する者が保護する学生

2. 奨学金

月額30,000円（給付型：返済不要）を3か月ごとに（4月、7月、10月、1月）90,000円を奨学生名義の口座へ振り込みます。  
初年度4月のみ、小論文選考等で時間がかかりますので、7月にまとめて6ヶ月分のお振込となります。

3. 奨学金の給付期間

正規の最短修業年限（4～6カ年：学部により異なる）

4. 奨学金給付開始

2024年4月より開始（決定時期は問わず4月に遡って給付）

## 5. 募集人員（指定校応募制）

2024 年度指定校

大阪大学、大阪教育大学、大阪公立大学、関西大学、近畿大学、京都大学、同志社大学  
京都工芸繊維大学、立命館大学、神戸大学、関西学院大学

8 名（応募数の制限無し）（他の給付型奨学金の併給可）

## 6. 選考方法

当法人内におく「選考委員会」にて応募者全員の小論文を精読し評価を行う。

選考委員会の総評点上位者 8 名を奨学生とし採用する。

## 7. 応募要領

NO	提出書類	作成者	チェック
①	公益財団法人昭和教育的振興財団「奨学金受給申請書」 * 余白へ応募理由の併記をお願いします。 ※用紙下部の余白に、簡単に応募理由を記入してください。	本人	
②	「推薦書」 * 「申請者についての所見」欄に、申請生徒の学資の支弁状況、学業、人物等についてのご所見をご記入下さい。 推薦所見の記載は、学生本人が課程長に依頼してください。学校名、学校長の氏名、押印は経済支援係で対応します。提出は課程長から経済支援係へ直接メールでデータを送付してください。	学校	
③	<del>奨学生推薦確認書</del>	学校	
④	履歴書 大学の統一用紙その他市販用紙に本人記入の上、必ず写真を添付して下さい。 様式は問いません。	本人	
⑤	在学証明書 ※学生本人が自動証明書発行機から発行してください。	学校	
⑥	小論文（テーマ） 「これからどのような人生を歩みたいですか？あなたのこれからの人生計画やキャリア形成について述べなさい。」 （文字数）400 字×5 枚＝1,800～2,000 字以内 （その他）ワード・手書き不問 * 小論文のテーマを 1 枚目欄外に明記してください。 * 原稿用紙以外で作成される場合、最後に文字数明記をお願いします。	本人	
⑦	保護者の所得証明書（コピー可、源泉徴収票不可） * 必ず市区町村発行の所得証明を添付のこと。 * 共働きの場合は収入の多い保護者分をご準備願います。	保護者	

お預かりした個人情報、奨学金振込・財団文集作成等に使用するものとし、他には利用いたしません。

残念ながら奨学生になられなかった学生の方については、全ての書類を速やかに返送するものとします。

8. 応募期限

~~ご応募頂けます場合、①～⑦の書類は5月20日迄に送付をお願い致します。~~

~~ご応募なき場合、奨学生推薦確認書を5月20日迄に送付をお願い致します。(FAX送信可)~~

**学内提出期限:2024年5月7日(火)17:00**

9. ~~書類送付先~~ **提出先:学生支援・社会連携課経済支援係窓口(3号館1階)**

~~〒579-8024~~

~~東大阪市南荘町10番7号(株)秀和会 内 (TEL072-970-6469)~~

~~公益財団法人昭和教育的振興財団 事務局長 小熊 則彦 宛~~

10. ~~書類の送付方法~~

~~弊財団へ確実に到着しますよう配達を確認出来る方法にて送付をお願い致します。~~

11. 奨学生決定並びに追加書類ご提出の件

奨学生が決定し次第、原則として6月中に、貴大学並びに申請者本人宛「決定通知書」を併せ、貴大学宛に郵送致します。

ついては、本人への通知を行うとともに以下の書類を速やかに提出するよう奨学生へご指導をお願いいたします。奨学金支払いは振込先が確認でき次第実施いたします。

・「誓約書」

・「奨学金振込先届出書」

銀行等金融機関に本人名義の普通預金口座を開設し、所定事項をお間違いの無いよう記入してください。

12. 奨学生授与式・交流会の実施

当財団では、毎年奨学生授与式及び現役奨学生との交流会を実施しております。

採用の決まった奨学生の方へは、授与式・交流会への出席をお願いしております。

2024年度予定 6月29日(土)

以上

**【応募・問い合わせ】**

**京都工芸繊維大学**

**学生支援・社会連携課経済支援係**

**075-724-7143(平日8:30-17:00)**

**shogaku@jim.kit.ac.jp**

## (参考) 日本学生支援機構第一種奨学金家計基準の目安

日本学生支援機構奨学金の家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。

下表は、3人世帯及び4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。金額はあくまで目安ですが、ご参考ください。

※その他の世帯人数の年収・所得の上限額の目安は機構ホームページをご参照ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kakei/zaigaku/daigaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/zaigaku/daigaku.html)

### A. 生計維持者が給与所得の場合

通学形態	世帯人数	年間の給与収入額（単位：万円）
自宅通学生	3人	662
	4人	742
自宅外通学生	3人	729
	4人	800

### B. 生計維持者が給与所得以外の場合

通学形態	世帯人数	年間の所得金額（単位：万円）
自宅通学生	3人	289
	4人	345
自宅外通学生	3人	336
	4人	392

# 奨学金等給付規定

## 第 1 章 総 則

公益財団法人昭和教育的振興財団定款第3条（目的）に基づき、この規定を定める。

（奨学金又は学術研究資金の給付対象）

第 1 条 定款第4条第1項（奨学金の給付）に規定する奨学金の給付対象（以下「奨学生」という）は、次の各号の一に該当する大学院、大学又は高等学校の学生、生徒で、学資の支弁が困難と認められる者とする。ただし、学業、人物ともに優秀な者とする。

- (1)大阪府下に在住する者
- (2)大阪府下の学校に在学する者
- (3)大阪府下在住者が保護する者

2 定款第4条第2項（学術研究資金の給付）に規定する学術研究資金の給付対象（以下「研究機関等」という。）は、自然科学分野の優れた独創的な研究を行っている大阪府下の大学又は学術研究機関にあって、その学術研究資金が不足しているものに対し給付援助する。

（奨学金又は学術研究資金の給付期間並びに金額）

第 2 条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とし、その金額は、次のとおりとする。

- |                 |    |         |
|-----------------|----|---------|
| (1)大学院に在学する奨学生  | 月額 | 30,000円 |
| (2)大学に在学する奨学生   | 月額 | 30,000円 |
| (3)高等学校に在学する奨学生 | 月額 | 15,000円 |

2 学術研究資金を給付する期間は、3カ年を限度とし、その金額は、次のとおりとする。学術研究テーマ1件につき年額50万円以上300万円以下の額。

## 第 2 章 奨学金又は学術研究資金の給付決定と交付

（奨学金受給申請書又は学術研究資金受給申請書の提出）

第 3 条 本財団の奨学金の給付を受けようとする者は、在学学校長の推薦書及び在学証明書を添えて、奨学金受給申請書を本財団に提出しなければならない。

- 2 本財団の学術研究資金の給付を受けようとする大学又は学術研究機関は学術研究資金受給申請書を本財団に提出しなければならない。

(奨学金又は学術研究資金の給付決定)

第 4 条 奨学金の給付は、選考委員会の選考に基づき、代表理事が決定し、その結果を在学学校長を経て、申請した本人に通知する。

- 2 学術研究資金の給付は、選考委員会の選考に基づき、代表理事が決定し、その結果を申請した大学又は学術研究機関に通知する。

(奨学金又は学術研究資金の交付)

第 5 条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、

- 2 カ月分以上合わせて交付することができる。
- 2 奨学金の交付は、直接奨学生に送金して行うものとする。
- 3 学術研究資金は、前条第2項の決定のあった会計年度内に交付する。
- 4 学術研究資金の交付は、研究機関等に送金して行うものとする。

(受領書の提出)

第 6 条 奨学金の交付を受けた奨学生又は学術研究資金の交付を受けた研究機関等は、その都度、直ちに受領書を本財団に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第 7 条 奨学生は、毎年度に、生活状況報告書(含、奨学金受領書)及び卒業時に卒業証明書を提出すること。

- 2 研究機関等は、毎年度終了後速やかに、学術研究の進捗状況報告書及び学術研究資金の使途明細書を本財団に提出しなければならない。

(奨学生の異動届出)

第 8 条 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 住所を変更したとき。

(奨学金の休止及び停止)

第 9 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認められるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 10 条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金又は学術研究資金の廃止)

第 11 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴じて奨学金の交付を廃止する。

(1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。

(2) 学業成績又は素行が不良となったとき。

(3) 奨学金が必要としない理由が生じたとき。

(4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(5) 在学学校の学籍を失ったとき。

2 研究機関等が次の各号の一に該当すると認められるときは、学術研究資金の交付を廃止する。

(1) 学術研究継続の見込みがないとき。

(2) 学術研究資金の給付対象として適当でない事実があったとき。

(奨学金又は学術研究資金の辞退)

第 12 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

2 研究機関等は、いつでも学術研究資金の辞退を申し出ることができる。

### ————— 第 3 章 奨学生の指導 —————

(奨学金の指導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

### ————— 第 4 章 補 則 —————

(実施細則)

第14条 この規定の実施について必要な事項は、別に定める。

### ————— 附 則 —————

この規定は、本財団の公益財団法人の設立の登記の日から施行する。  
(登記 平成23年4月1日)